

当社は、一般社団法人投資信託協会（以下、「協会」という。）の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書（以下、「協会報告書面」という。）」を協会に提出し、当社のＨＰに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会ＨＰに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、ＥＤＩＮＥＴにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会
会長 松下浩一 殿

ワイエムアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 神田 一成

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2025年11月末日現在)

資本金の額 2 億円

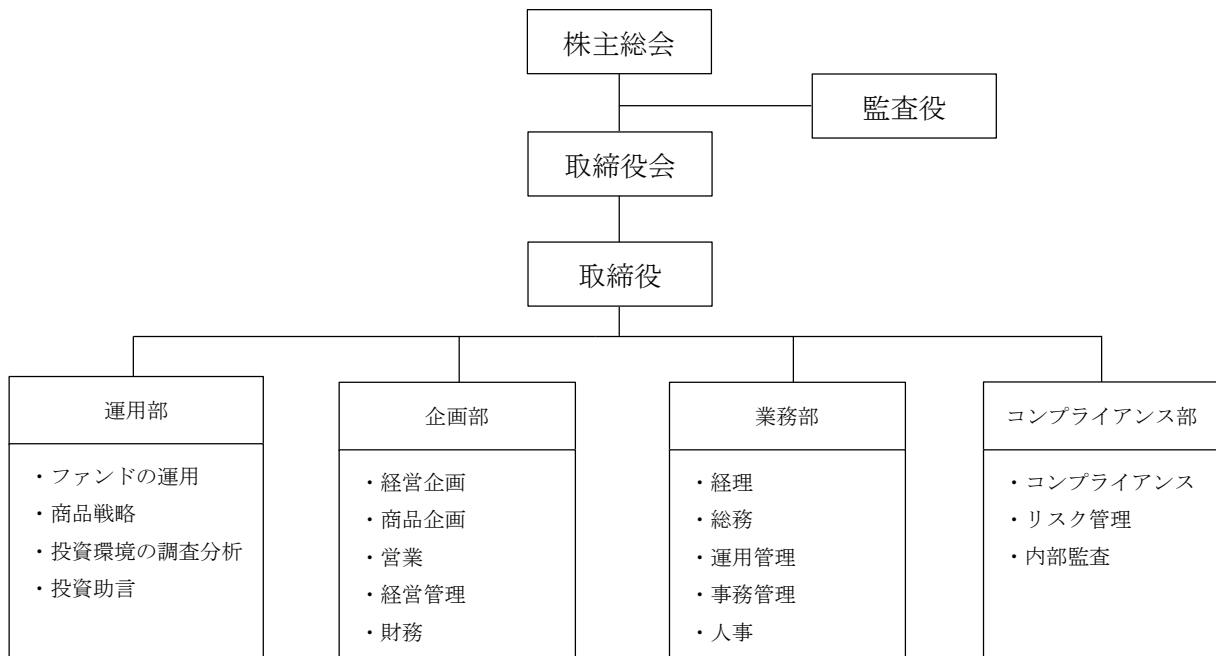
会社が発行する株式の総数 12,000 株

発行済株式総数 7,000 株

最近 5 年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

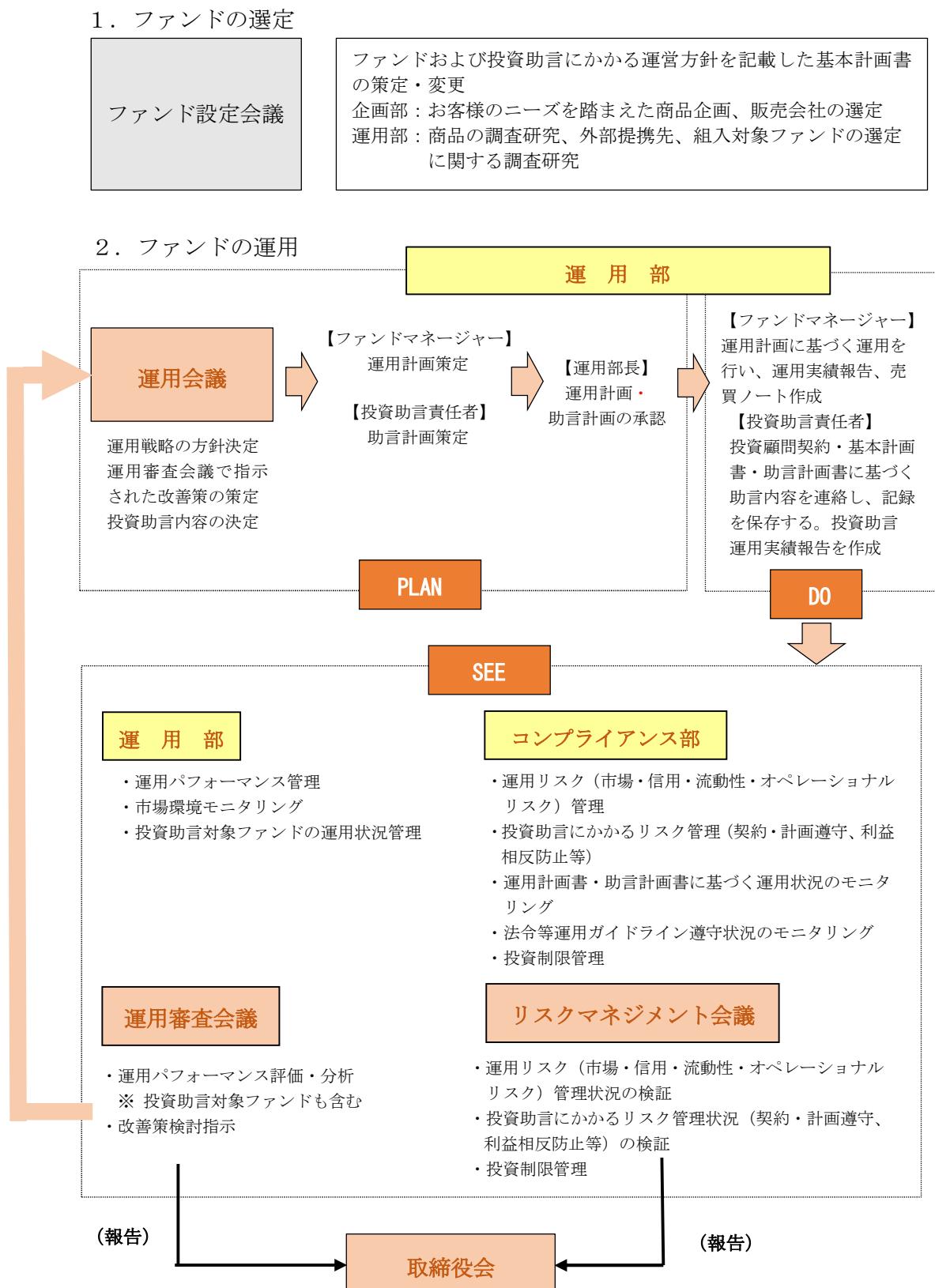
(2) 会社の機構 (2025年11月末日現在)

① 会社の組織図



② 投資運用体制

投資および投資助言に関する意思決定プロセス



新規にファンドを設定する際及び新規に投資助言を行う際は「ファンド設定会議」（ファンド設立時及び基本計画書の策定・変更時に開催）にて意思決定を行います。この会議は取締役及び各部署の長の出席のもと、ファンド運用上の諸方針を記載した基本計画書の策定及び変更、販売会社の選定に係る事項の審議を行います。

運用及び投資助言の意思決定は、「運用会議」（原則毎月1回開催）にて、①市場環境等を踏まえた運用戦略の方針、及び②後述する「運用審査会議」にて指示を受けた改善策の策定を協議し、その結果に基づき運用部のファンドマネージャー（投資助言は投資助言責任者）が運用計画（助言計画）を策定します。「運用審査会議」は各部署の長の出席のもと原則毎月1回開催します。運用部からの①個別ファンドの運用実績に係る定量評価、②パフォーマンス不芳のFOFsに係る事項、③運用戦略及び対応策の効果検証について報告を受けた上で、改善策を検討し、指示を行います。

内部管理体制に関しては、コンプライアンス部を事務局とする「リスクマネジメント会議」（原則として毎月1回開催）において、ファンドの運用リスクの状況や投資助言にかかるリスク管理の状況について報告を受けるほか、苦情の状況、コンプライアンスに係る事項の検証等を行い、運用行動等に対する牽制を図るとともに、業務の適切性を確保します。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行なっています。

なお、2025年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	6	55,127,996,222
合計	6	55,127,996,222

3. 委託会社等の経理状況

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度に係る中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	197,565	222,725
前払費用	2,017	2,097
未収委託者報酬	73,935	91,776
未収収益	0	48
流動資産合計	273,518	316,648
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	※1	0 ※1
無形固定資産		
ソフトウェア	—	5,841
無形固定資産合計	—	5,841
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	13,331
資産の部合計	281,008	329,979

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	721	960
未払金	35,397	48,436
未払代行手数料	34,689	41,375
その他未払金	707	7,061
未払費用	10,893	11,492
未払法人税等	1,625	7,566
未払消費税等	1,855	6,419
流動負債合計	50,492	74,874
負債の部合計	50,492	74,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	△119,483	△94,894
繰越利益剰余金	△119,483	△94,894
利益剰余金合計	△119,483	△94,894
株主資本合計	230,516	255,105
純資産の部合計	230,516	255,105
負債及び純資産の部合計	281,008	329,979

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	298,778	390,838
営業収益計	298,778	390,838
営業費用		
代行手数料	145,393	185,193
外注費	10,876	11,222
通信費	37,035	35,637
印刷費	11,264	11,242
広告宣伝費	1,690	1,988
諸会費	847	887
営業費用計	207,108	246,172
一般管理費		
役員報酬	※1 17,429	※1 21,676
給料手当	※1 61,297	※1 68,455
支払手数料	5,490	8,032
地代家賃	7,886	7,886
租税公課	2,676	3,359
諸経費	5,481	5,100
一般管理費計	100,262	114,510
営業利益又は営業損失 (△)	△8,592	30,155
営業外収益		
受取利息	2	170
雑収入	0	5
営業外収益計	2	176
経常利益又は経常損失 (△)	△8,589	30,331
税引前当期純利益	△8,589	30,331
又は税引前当期純損失 (△)		
法人税、住民税及び事業税	△2,398	5,742
法人税等還付税額	△6,482	—
法人税等合計	△8,880	5,742
当期純利益	291	24,588

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計		
	資本剰余金		利益剰余金						
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△119,774	△119,774	230,225	230,225		
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	291	291	291	291		
当期変動額合計	—	—	—	291	291	291	291		
当期末残高	200,000	150,000	150,000	△119,483	△119,483	230,516	230,516		

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計		
	資本剰余金		利益剰余金						
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△119,483	△119,483	230,516	230,516		
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	24,588	24,588	24,588	24,588		
当期変動額合計	—	—	—	24,588	24,588	24,588	24,588		
当期末残高	200,000	150,000	150,000	△94,894	△94,894	255,105	255,105		

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

また、耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 10～15 年

工具器具備品 10 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。また自社利用のソフトウェアについては、当社で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
建物附属設備	5,439	5,439
工具器具備品	997	997

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
出向者人件費親会社負担額	5,317	—
出向者人件費当社負担額	78,727	90,132

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	7,000 株	—	—	7,000 株	

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	7,000 株	—	—	7,000 株	

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行って

おりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	32,030	27,828
減価償却超過額	759	602
一括償却資産の損金不算入額	67	13
賞与引当金	1,726	2,366
繰延税金資産小計	34,583	30,810
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△32,030	△27,828
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,553	△2,982
評価性引当額小計	△34,583	△30,810
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	6,363	6,303	—	2,062-	17,301	32,030
評価性引当額	—	△6,363	△6,303	—	△2,062-	△17,301	△32,030
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年3月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	1,407	6,489	—	2,122	14,268	3,540	27,828
評価性引当額	△1,407	△6,489	—	△2,122	△14,268	△3,540	△27,828
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	—	30.46%
(調整)	—	△16.34%
繰越欠損金控除	—	1.93%
住民税均等割	—	0.05%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	2.83%
評価性引当額の増減	—	18.93%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	—

前事業年度は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

め、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株山口ファンド・シャルプループ	下関市竹崎町	50,000	持株会社	(被所有)直接 90.0	出向者の受入	出向者人件費（注1）	84,044	未払費用	5,770

条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費のうち役員報酬4月～6月分及び6月賞与については、親会社及び当社が各50%負担しています。その他の出向者人件費については、当社が100%負担しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株山口ファンド・シャルプループ	下関市竹崎町	50,000	持株会社	(被所有)直接 90.0	出向者の受入	出向者人件費（注1）	90,132	未払費用	8,002

条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、当社が100%負担しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	株山口銀行	下関市竹崎町	10,005	銀行業	—	投信の販売委託	投信代行手数料（注1）	48,191	未払代行手数料	12,642
							預金（注2）	(平均残高) 211,598	預金	197,186
同一の親会社を持つ会社	株もみじ銀行	広島市中区	10,000	銀行業	—	投信の販売委託	投信代行手数料（注1）	27,112	未払代行手数料	6,914
同一の親会社を持つ会社	ワイエム証券株	下関市竹崎町	1,270	金融商品取引業	—	投信の販売委託	投信代行手数料（注1）	63,510	未払代行手数料	13,426
同一の親会社を持つ会社	三友株	下関市竹崎町	50	不動産業	—	事務所の賃借	賃借料の支払（注1）	7,490	敷金	7,490

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的な取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。
- (注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	(株)山口銀行	下関市竹崎町	10,005	銀行業	—	投信の販売委託	投信代行手数料(注1)	63,947	未払代行手数料	15,913
							預金(注2)	(平均残高)222,028	預金	222,580
同一の親会社を持つ会社	(株)もみじ銀行	広島市中区	10,000	銀行業	—	投信の販売委託	投信代行手数料(注1)	41,254	未払代行手数料	10,360
同一の親会社を持つ会社	ワイエム証券(株)	下関市竹崎町	1,270	金融商品取引業	—	投信の販売委託	投信代行手数料(注1)	72,066	未払代行手数料	13,308
同一の親会社を持つ会社	三友(株)	下関市竹崎町	50	不動産業	—	事務所の賃借	賃借料の支払(注1)	7,490	敷金	7,490

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的な取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。
- (注3) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)山口フィナンシャルグループ（東証プライム市場に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	32,930.89 円	36,443.58
1株当たり当期純利益金額	41.59 円	3,512.68

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益 (千円)	291	24,588
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	291	24,588
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,000	7,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流动資産		
預金		219,279
前払費用		1,914
未収委託者報酬		125,724
未収投資助言報酬		2,508
未収収益		60
流动資産合計		349,486
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		0
工具器具備品		0
有形固定資産合計		※1 0
無形固定資産		
ソフトウエア		5,247
無形固定資産合計		5,247
投資その他の資産		
敷金		7,490
投資その他の資産合計		7,490
固定資産合計		12,737
資産の部合計		362,224

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)**負債の部**

流動負債

預り金	940
未払金	55,868
未払代行手数料	55,310
その他未払金	558
未払費用	12,753
未払法人税等	6,911
未払消費税等	5,752
流動負債合計	82,227
負債の部合計	82,227

純資産の部

株主資本

資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△70,002
繰越利益剰余金	△70,002
利益剰余金合計	△70,002
株主資本合計	279,997
純資産の部合計	279,997
負債及び純資産の部合計	362,224

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	231,787
投資助言報酬	2,280
営業収益計	234,068
営業費用	
代行手数料	105,992
外注費	6,264
通信費	18,012
印刷費	5,649
広告宣伝費	1,388
諸会費	696
営業費用計	138,003
一般管理費	
役員報酬	13,949
給料手当	37,421
支払手数料	5,279
地代家賃	3,941
租税公課	2,184
諸経費	3,456
一般管理費計	66,232
営業利益	29,831
営業外収益	
受取利息	237
営業外収益計	237
経常利益	30,068
特別損失	
有形固定資産除却損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	30,068
法人税、住民税及び事業税	5,176
中間純利益	24,892

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	150,000	150,000	△94,894	△94,894	255,105	255,105	
当中間期変動額								
中間純利益	—	—	—	24,892	24,892	24,892	24,892	
当中間期変動額合計	—	—	—	24,892	24,892	24,892	24,892	
当中間期末残高	200,000	150,000	150,000	△70,002	△70,002	279,997	279,997	

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

また、耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 10～15年

工具器具備品 10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。また自社利用のソフトウェアについては、当社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

(単位:千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

建物附属設備	5,239
工具器具備品	997

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
普通株式	7,000 株	—	—	7,000 株	

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	39,999.59 円
1株当たり中間純利益金額	3,556.01 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益（千円）	24,892
普通株主に帰属しない金額（千円）	—

普通株式に係る中間純利益（千円）	24,892
普通株式の期中平均株式数（株）	7,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2025年12月24日
作成基準日 2025年12月16日
本店所在地 下関市竹崎町
お問い合わせ先 業務部

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 輿直

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月16日

ワイエムアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

高橋 善盛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上